

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当所が立地する市街地地域では、中心部を流れる三隈川及び花月川沿いを中心に、3mから5mの浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の30%を超える範囲で50cm～3m以上の浸水が予想されている。また、工業団地の位置する石井地区において、10mを超える浸水被害が予想されている。

(内水：ハザードマップ)

当市の内水ハザードマップによると、市街地北側を流れる花月川沿いにおいて、2mを超える浸水が予想されている。平成29年7月の九州北部豪雨では、伝統的建造物群保存地区のある豆田地区において、地区内を流れる城内川の溢水により多くの家屋が浸水被害を受けた。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当所地区の周辺部一帯は、地滑りやがけ崩れ等の土砂災害危険箇所が広く分布するエリアとなっているが、農林業用地や関連施設が多く所在している。平成29年7月の九州北部豪雨、令和5年の梅雨前線の影響による豪雨では、小鹿田・小野地区において大規模な地すべりによる土砂災害が、朝日・大鶴・夜明地区においては土砂や流木の流出による道路・河川への被害が発生した。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で15%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

平成29年7月の九州北部豪雨では、市中心部の花月川周辺、小野地区、大鶴・夜明地区の大きく3つのゾーンで被害が多く発生した。

市内の気候は、中心部は内陸型、また南部及び北部は山地型気候に属しており、年平均気温は15.8℃、最近10年間の年平均降水量では日田市街地周辺（日田観測所：気象庁）で1,900mmを超え、南部の釈迦岳（椿ヶ鼻観測所：気象庁）で3,300mmと、当所地区内の盆地部と商工会地区内の山間部とでは降水量に大きな開きが見られる。

また、月別降水量としては6月から7月の梅雨期に出水が多い地域となっている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,982人
- ・小規模事業者数 2,579人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	卸小売業	833	665	市街地に多い
	サービス業	952	813	市内に分散している
	製造業	288	254	市内に分散している
	建設業	329	311	市内に分散している
	その他	580	536	

((令和3年度経済センサス（活動調査）より)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・自主防災組織の強化
- ・防災士の育成
- ・備蓄品（食糧、毛布等）の整備
- ・情報伝達手段の多様化・多重化
- ・日田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・各損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・災害時行動マニュアルの作成および職員への配布
- ・携帯カード（緊急連絡網、携帯電話番号、避難場所）の作成および職員への配布
- ・防災備品（土のう、バール、ペンチ・ハンマー等）を備蓄

II 課題

現状では、緊急時の対応について漠然とした記載にとどまり、協力体制の重要性に係る具体的な仕組みやマニュアルが整備されていない。

加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員が十分にはいない。

さらには、保険・共済に対する助言を行える職員も不足しているといった課題がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・管轄内の小規模事業者に対して、災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と本市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が実施できるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

本計画に沿って、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・他の支援機関等から専門家を招き、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係団体等への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当所と当市は、（仮称）日田市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を開催し、本計画の内容に係る状況確認や改善点等について、協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、日田市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市商工労政課との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担は、当所と当市商工労政課との協議により決定する。
- ・大まかな被害状況を確認し、1～2日以内に情報共有する。
- ・当所と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当所又は当市より大分県へ報告する。

（例：被害規模の目安は、以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

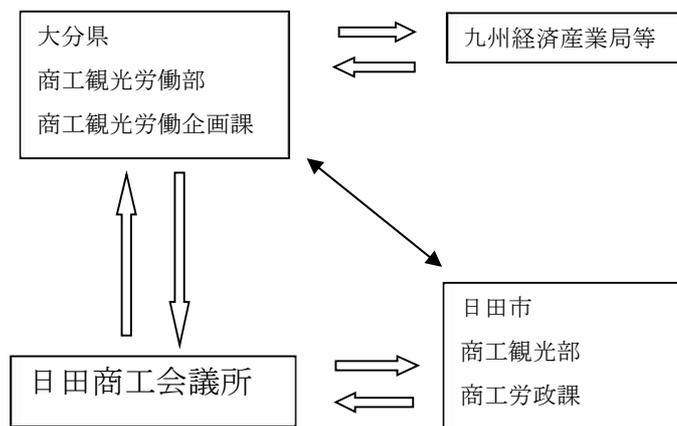
- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回程度共有する
1ヶ月以降	随時必要に応じて共有する

- ・当市で取りまとめた「日田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は下記のとおりである。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては当市災害対策本部の指示に従いながら、当所と当市が協議のうえ決定する。
- ・当所と当市は「被害額算定の例について（中小企業庁小規模企業振興課）」を参考にするとともに、当市との連携により、速やかに被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定を行うものとする。
- ・当所と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当所又は当市より大分県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を大分県の指定する方法にて当所又は当市より大分県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、当市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

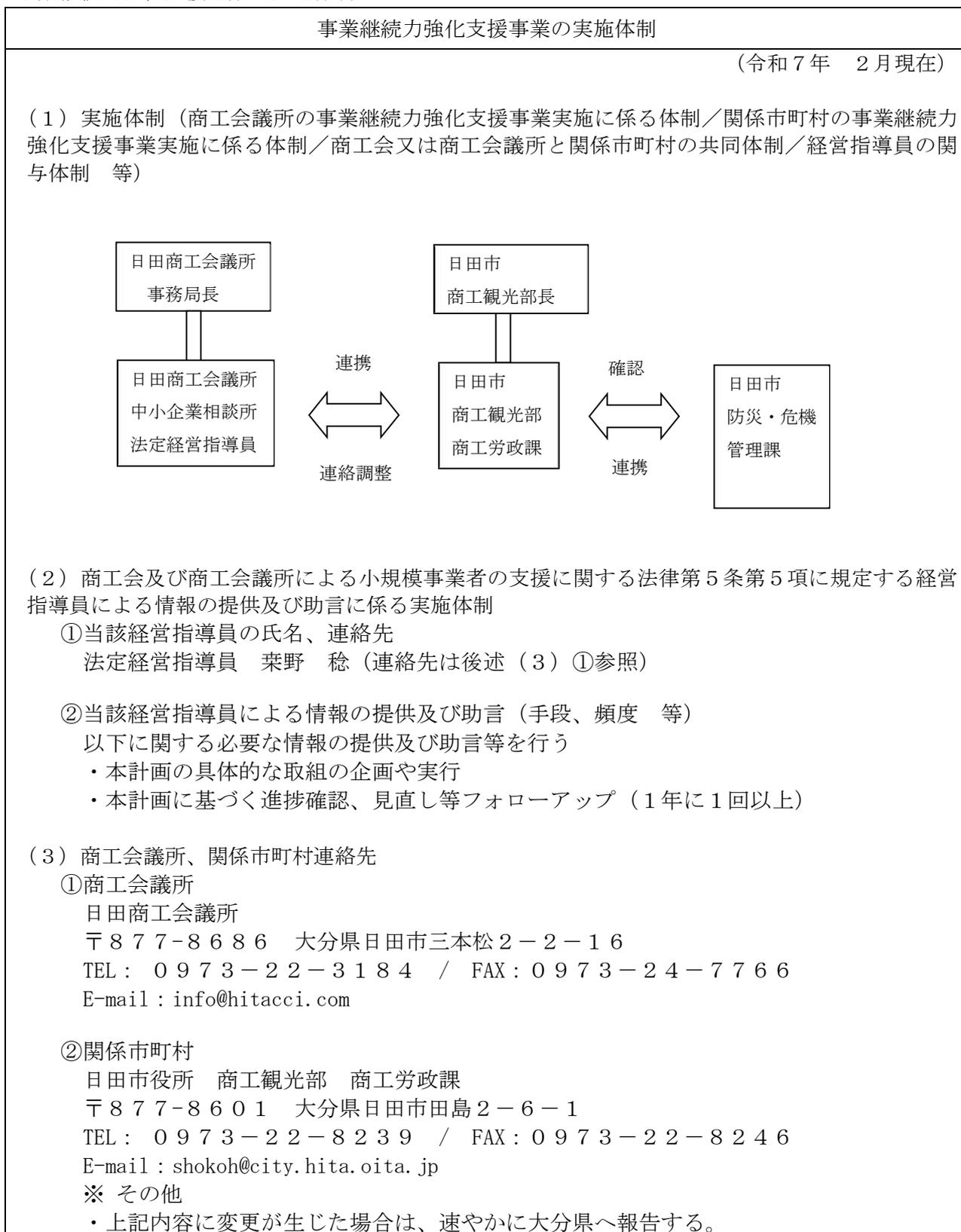
- ・ 大分県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大分県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ等作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
日田市補助金、大分県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

